**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県本吉郡南三陸町志津川字汐見町六四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿部　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一　槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所　大船渡事務所　相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県茂原市押日五六六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　貞男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

事務所千葉県いすみ市岬町椎木一七九三番地　井上農機商会ビル二階　相続財産管理人　弁護士　井上宗一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都足立区一ツ家二丁目二二番、最後の住所千葉県船橋市小室町九〇一番地　C―一棟五〇三号　被相続人　亡　野口　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

事務所千葉県鎌ケ谷市丸山二丁目四番一六号　佐藤鋼造法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　鋼造

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県氷見市熊無一四〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋田　きよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

富山県高岡市中川本町一番一二号　相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市中村町三一番、最後の住所石川県河北郡内灘町字大根布八丁目一九番地コープオリンピア学園台六Ｂ一一号　被相続人　亡　岡田　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

石川県金沢市本町二丁目二番一二号　相続財産管理人　松田　豊

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県長野市松代町東条二四八〇番地、最後の住所静岡県田方郡函南町桑原八八〇番地の一九八　被相続人　亡　唐澤　忠房

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

静岡県沼津市吉田町二三―七　相続財産管理人　弁護士　山田　貴子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県四日市市東富田町二二一番地五、最後の住所三重県四日市市東富田町七番五号　被相続人　亡　櫻井　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

事務所三重県三重郡川越町大字豊田三四九番地六　相続財産管理人　水谷　元彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神戸市須磨区須磨本町二丁目二五番地、最後の住所神戸市須磨区須磨本町二丁目二番八号　被相続人　亡　原田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号　第二法友会館四階　ひょうご法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森川　拓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県姫路市船丘町三〇六番地、最後の住所兵庫県姫路市船丘町三〇五番地六　被相続人　亡　益田　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

兵庫県たつの市龍野町富永一〇〇五番八二階　相続財産管理人　荻野　正和

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛媛県下浮穴郡田窪村四〇番戸、最後の住所不明　被相続人　亡　平岡　傳七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田一一一八番地　相続財産管理人　石木　光二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大分県大分市王子町一五一番地一、最後の住所大分県臼杵市野津町大字都原三六〇一番地の二　被相続人　亡　木本　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

**所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告**

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十日

東京都中央区八丁堀三丁目一八番六号　那須ストラクチャー工業株式会社　代表取締役　鈴木　貴久

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号

株式会社菊地工業所　千葉県市川市大和田一丁目一五番七号　普通株式　二百株　い戊〇一一五～い戊〇一一六

平成二十六年四月十日

大分市中島西一丁目四番一八号ＮＣビル三〇一号　相続財産管理人　吉田　祐治

**無縁墳墓等改葬公告**

適正な霊園管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年四月十日

一　墳墓等所在地　静岡県菊川市潮海寺字井ノ上九九四番地の一、九九四番地の二

一　墳墓等の名称　潮海寺井ノ上墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　静岡県菊川市潮海寺

一　五三番地の一　潮海寺井ノ上墓地管理委員会会長　戸塚　正晴

**無縁墳墓等改葬公告**

納骨堂整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年四月十日

一、墳墓等所在地　熊本県玉名市伊倉北方三一〇〇番地二

一、墳墓等の名称　光専寺納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本県玉名市伊倉北方三〇九五番地　宗教法人光専寺　代表役員　高木　幸照